

規約改正案

平成21年度に新支部 茅ヶ崎市ラグビーフットボール協会が設立に伴い下記のとおり

細則第9章関係団体に第52条を追加する。

細則 第 9 章 関 係 団 体

第52条 (支部) 茅ヶ崎市ラグビー協会は本会会員の茅ヶ崎市に所在するチームにより組織され、本会理事会の監督下に次のとおり茅ヶ崎市体育協会関係の行事の運営に当るものとする。

1. 市協会の会員は同時に本会々員でなければならない。
2. 会長以外の役員は、各加盟チームからの推薦により選出し、本会理事会の承認を受けなければならない。
3. 市協会は、本会の承認を得て茅ヶ崎市体育協会に加盟する。
4. 市協会の運営は本会の分与金と茅ヶ崎市体育協会の補助金その他を以て之を賄う。
5. 市協会は、茅ヶ崎市主催の市民ラグビー大会を主管する。
6. 毎会計年度末には、決算報告書および事業報告書を提出しなければならない。

規約改正案

平成21年度より相模原市ラグビーフットボール協会NPO法人化移行に伴い下記のとおり

細則第9章関係団体の第48条を変更する。

細則 第 9 章 関 係 団 体

第48条 （支部）相模原市ラグビー協会は本会会員の相模原市に所在するチーム及び特定非営利活動法人相模原市ラグビーフットボール協会の会員から組織され、本会理事会の監督下に次のとおり相模原市体育協会関係の行事に当たるものとする。

1. 市協会の理事は同時に本会々員でなければならない。
2. 会長以外の役員には、各加盟チームからの推薦人が選出され、本会理事会の承認を受けなければならない。
3. 市協会は、本会の承認を得て相模原市体育協会に加盟する。
4. 市協会の運営は本会の分与金と相模原市体育協会の補助金その他を以て之を賄う。
5. 市協会は、相模原市主催の市民ラグビー大会を主管する。
6. 毎会計年度末には、決算報告書および事業報告書を提出しなければならない。